

1 2 月 1 1 日 (第 2 日)

12月11日(水)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	長坂実子	2番	角増正裕
3番	重長英司	4番	岡野数正
5番	熊倉正造	6番	平川博之
7番	酒永光志	8番	上本一男
9番	花野伸二	10番	沖元大洋
11番	上松英邦	12番	山本秀男
13番	胡子雅信	14番	林久光
15番	登地靖徳	16番	浜西金満
17番	山本一也	18番	吉野伸康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	仁城靖雄
企画部長	江郷壱行	危機管理監	加川英也
市民生活部長	山井法男	福祉保健部長	山本修司
産業部長	長原和哉	土木建築部長	廣中伸孝
教育次長	小栗賢	企業局長	木下隆
消防長	丸石正男		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	志茂典幸
議会事務局次長	奥迫理香

議事日程

日程第1	一般質問	
日程第2	報告第9号	専決処分の報告について(広島県市町総合事務組合をする地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について)
日程第3	同意第4号	公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第4	同意第5号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第5	同意第6号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 6	同意第 7 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 7	同意第 8 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 8	議案第 8 1 号	江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例案について
日程第 9	議案第 8 2 号	江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 0	議案第 8 3 号	江田島市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 1	議案第 8 4 号	江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 2	議案第 8 5 号	江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 3	議案第 8 6 号	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 4	議案第 8 7 号	江田島市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 5	議案第 8 8 号	江田島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 6	議案第 8 9 号	江田島市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 7	議案第 9 0 号	市有財産の無償貸付けについて
日程第 1 8	議案第 9 1 号	令和元年度江田島市一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 9	議案第 9 2 号	令和元年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 0	議案第 9 3 号	令和元年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 1	議案第 9 4 号	令和元年度江田島市水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 2	議案第 9 5 号	令和元年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

開会（開議） 午前10時00分

- 議長（吉野伸康君） 皆さん、おはようございます。
昨日に引き続き議会を行いますので、よろしくお願いいたします。
ただいまから令和元年第4回江田島市議会定例会2日目を開きます。
ただいまの出席議員は18名であります。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

- 議長（吉野伸康君） 日程第1、一般質問を昨日に引き続き行います。
一般質問の順番は、通告書の順に行います。

12番、山本秀男議員。

- 12番（山本秀男君） 皆さん、おはようございます。
傍聴者の皆さん、早朝より傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。
12番議員、山本秀男は通告に従いまして、炭化炉の建設についてお伺いします。
炭化炉、聞きなれない方もおられるかと思いますが、大きな役割は皆さんの家庭から出るごみを燃焼して再資源化を図る施設でございます。
本市の一般廃棄物、ごみでございますが、また産業廃棄物、下水道などから出る汚泥でございますが、現在、一般廃棄物は呉市で、産廃は業者に最終処分を委託していますが、これらの処分を初め海洋ごみ、カキ殻やビニールパイプの処分、有害鳥獣の処分、病院などから発生する紙おむつなどの処理、これらを低温加熱してガス、水、炭の3つに減容して燃料、肥料などに再資源化し、あわせてCO₂の削減を図る施設でございます。このように現代社会の課題を解決できる炭化炉の建設をしてはどうか、市長の所見をお伺いします。

- 議長（吉野伸康君） 答弁を許します。
明岳市長。

- 市長（明岳周作君） 山本秀男議員から炭化炉の建設について御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

まず、江田島市の可燃ごみにつきましては、現在、江田島市リレーセンターに集約をした後に呉市広多賀谷のクリーンセンターくれまで運搬をし、焼却処理を行っております。このクリーンセンターくれが稼働する以前は、昭和51年度に旧4町で整備をした焼却施設によりまして可燃ごみの処理を行っておりました。しかしながら、施設の老朽化が進んだことから、新たな施設建設の検討が進められておりました。そうした中、ごみの焼却時に発生する有害なダイオキシンの排出を削減させるためには、24時間の連続燃焼式でまとまった量のごみを処理できる施設を近隣市町と広域で整備するほうが効果的であるとの判断がされたものでございます。そのため、広島県一般廃棄物処理計画に基づきまして、呉市と協定を結び、本市ではリレーセンターを、呉市ではクリーンセ

ンターくれを建設し、平成14年度から運用を開始しております。本市では、この施設の耐用年数は25年であることから、この耐用年数を迎える令和9年度ころまでは呉市との協定を継続して可燃ごみの処理を行うこととしております。

さて、御質問の炭化炉につきましては、可燃ごみの処理の際に一般的に行われている焼却処理ではなく、ごみを蒸し焼きにして炭化物、炭にする設備のことです。環境省の平成29年度一般廃棄物処理実態調査によりますと、全国の自治体で稼働している炭化施設は5カ所、5施設です。可燃ごみや下水汚泥が炭化され、その炭は火力発電所の燃料や肥料などとして活用されております。このことから、炭化炉の建設によりまして、カキ殻やビニールパイプ、有害鳥獣の処分、そして使用済み紙おむつや家庭ごみなど、あらゆる可燃ごみを燃やさずに炭化をさせることが可能となります。そして、その炭がさらに有効活用できるのであるならば、地球温暖化対策といたしまして二酸化炭素の排出削減にもつながってまいります。

しかしながら、新たな廃棄物処理施設の建設となりますと、財源や用地の確保、地域住民の皆様の御理解と合意の形成、また呉市や広域処理実施市町との調整など、数多くの課題もございます。そのため、炭化炉の建設につきましては、本市の可燃ごみや下水汚泥の廃棄処理に有効であるかどうか、先進地での稼働状況などを参考としながら、その可能性や経済性など研究をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 再質問します。

まず初めに、焼却炉と炭化炉の違いを確認したいんですが、よろしくお願いします。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 焼却炉と炭化炉の違いについてのお尋ねです。

焼却炉につきましては、皆さん御存じのとおり炉に空気を送り込んで可燃物を燃やします。ごみを燃やすことによってCO₂と水蒸気が発生し、10%程度の灰が残ります。その灰は一般的には埋め立て処分されます。

そして、一方の炭化炉ですけれども、こちらは空気を送り込まず、密閉された炉を加熱することによって、その中の可燃ごみが蒸し焼き状態となり炭が生成されます。炭といいますが木炭のような塊ではなくて、砂のようなさらさらとした炭になります。その過程において分解ガスと水蒸気が発生し、10%から15%程度の炭ができると言われております。できた炭は質がよければ飼料になりますし、一般的には石炭火力発電所で石炭にまぜて燃やし、発電に使われます。

大まかですが、焼却炉と炭化炉の違いを説明させていただきました。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 違いが今、説明がありましたが、確かに再資源化を図られるというところでございますね。

それで、次に一般廃棄物について、現在、リレーセンターで集めて、クリーンセンターくれに最終処分しておりますが、この費用は平成30年度の決算でどれくらい費用がかかったか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 現在、本市で発生する可燃ごみは、リレーセンターに集約した後に呉市のクリーンセンターくれで焼却処分しております。一般廃棄物としての可燃ごみは、本市において年間約8,000トン発生しております。その処理に要する経費として平成30年度決算で言いますと大きく3つ、まず1つ目にごみステーションでのごみ収集運搬業務委託料が約5,300万、2つ目にリレーセンターの管理運営費が、これは修繕費も含みまして約4,600万、そして3つ目に呉市への焼却処理委託料が焼却灰の埋め立て処分費も含めまして約1億7,100万、この3つを合わせますと合計で約2億7,000万ということになります。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 一般廃棄物は約2億7,000万、それで次にカキ殻の処分はどのようにされておるのか、お聞きいたします。

○議長（吉野伸康君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） カキ殻につきましては、県内2つの専門業者がありまして、その専門業者が生産者のカキ小屋のほうに行き行って回収しております。そのため、市の負担はかかっておりません。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 費用はかかってないということですね。

それから、下水道の汚泥の処分費はどれくらいかかっておりますか。

○議長（吉野伸康君） 木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君） 平成30年度の下水汚泥処分費は、運搬費を含めて約2,100万円です。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 次に、社会問題になっています海洋プラスチックごみですが、本市はビニールパイプやビニール類の処分はどのようにされておるのですか。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 海洋ごみについてですけれども、市が収集するものもありますし、ボランティアに集めてもらうものもあります。それらは、一般廃棄物としまして他の可燃ごみと同様にリレーセンターで受け入れ、クリーンセンターくれで焼却処分しています。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） ビニールごみは一般廃棄物として呉のほうへ持っていっておるといことで、それで、今、お聞きした一般産業廃棄物の処分費は年間約3億円の経費がかかっておりますね。これらが炭化炉をつくることによって経費の節減を図ることもできます。これ以外にも燃料、肥料など、再資源化を図ることができ、地球温暖化対策に有効な施設と思っております。

それから、11月25日、中国新聞に記載されていましたが、海洋プラごみ対策を日

中韓の3カ国で対策強化を共同声明で採択されております。国を挙げての取り組みでございます。昨日の胡子議員の質問にもありましたが、SDGs 17のうち13番、気候変動に具体的な対策、14番、海の豊かさを守ろうなどを目標に向かっていくことができるものと感じます。本市が率先して手を挙げれば、地方創生事業や環境省、あるいは防衛省など多方面にわたって事業採択が可能かと考えますが、この点はどのように思いますか。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 本市単独でも炭化炉を導入すれば可燃ごみだけでなく下水汚泥やカキ殻の処理にも活用でき、海洋プラスチックごみ対策にもなるのではないかの御提案です。

本市単独でそのような施設を新設するとなれば、財源や用地の確保、地域住民の皆様の御理解と合意の形成、呉市など広域処理実施市町との調整など数多くの課題があります。今後、慎重に調査、研究、検討を進めていく必要があると認識しています。

また、海ごみ対策についてのお話がありましたので、現在の状況について少し触れさせていただきます。昨年12月議会において胡子議員から海ごみ対策についての一般質問がありました。その後の動きについて少し時間をいただいて紹介させていただきます。

昨年度、県において広島県海岸漂着物実態調査を実施しておりまして、県内135カ所の海岸において海岸漂着物調査が行われました。その135カ所のうち、16カ所は本市内の海岸です。調査結果としまして、県東部に比べると本市を含む県西部において特に海岸漂着物が多い。また、海岸漂着物の約8割が漁業生産由来、すなわちカキ養殖に伴うものとの結果が出ております。この結果を受け、今年度、県におきまして有識者や漁業関係者をメンバーとする広島県海ごみ対策検討委員会が設置されまして、これまでに4回の委員会が開催されております。県では、これまで海岸漂着物の回収対策に力を入れてきましたが、今後は流出防止策を検討する委員会を通じて抜本的な対策に取り組みたいとしています。カキ生産日本一の本市としましても、海ごみ対策については避けては通れないものと認識しておりまして、県の委員会での議論を注視しつつ、県や、状況によっては近隣自治体とも連携して海ごみ対策に努めていきたいと考えています。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） それでは、各論に入っていこうと思うんですが、市長答弁にも課題は全国の自治体で炭化炉施設はまだ少ない、課題は財源、用地の確保の困難、地域住民の理解、呉市との協定を結んでいるということでもございましたが、私は思うのに、土地開発公社が取得しております江田島市総合運動公園第2工区でございますが、この用地を市は再取得して、この場所に考えてはどうか提案したいと思います。

その理由としたら、都市計画区域内で周辺に民家がない、都市計画区域であるがため都市計画の変更が生じ、住民説明が必要で案の縦覧も告示もし、住民からの意見も求め、都市計画審議会に諮り十分な審議が図れる。

2点目に財源ですが、当然、単独市費では難しいと思います。先ほど申しましたように、国庫補助事業でやらなければ当然できないと思います。今でしたら環境省あるいは

防衛省、地方創生事業等、国のほうも十分採択していただける状況ではないかと考えます。それで、採択されて建設するまでも当然五、六年はかかると思います。先ほどもありましたが、呉のクリーンセンターの耐用年数が来るであろう令和9年ごろをちょうど完成を目指すことになるかと考えます。

3点目に土地開発公社の課題も克服することができます。土地開発公社は市が再取得に当たり、省庁によればこの用地買収も補助対象となります。これは、公社の特権でございます。この課題を克服できる江田島市運動公園第2工区に建設が適当と考えますが、この考えはどう思われますか。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 土地開発公社の関係は土木建築部が所管しておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

江田島市の総合運動公園、広大で未利用地のため、議員のおっしゃられる案はよい案かとは思いますが、やはり山地であるため造成のコスト面でありますとか、地元調整とか課題も多くあるので、今後それらも含めてよく検討する必要があるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 土地開発公社の理事長であります副市長はどのように思われますか。

○議長（吉野伸康君） 土手副市長。

○副市長（土手三生君） この炭化炉の建設につきましては、いろんな課題がございます。先ほど議員さんもおっしゃったようにこれまでの実績、全国で5カ所ぐらいしかまだ稼働していないような、そういったところ、費用対効果とかそういったこともございますし、まず住民の方の御理解をいただいて建設していかなければならないというような課題もございます。用地につきましても、どのくらいの面積が必要なのかとかいうようなことも出てきます。土地開発公社の土地、今、第2工区の土地につきましては、非常に急峻な地形でございます。ここを造成していくということになると、面積によってはいろんな工夫ができると思うんですが、相当の経費がかかると思います。そういったことも全体を踏まえまして、もしこの炭化炉の建設をしていくということになりますと、市内全域の中で適地をいろいろ検討していかなくてはならないんじゃないかというように今、考えでおります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） この第2工区は約20年以上も前に、合併する前ですね、大柿町の土地開発公社が約7ヘクタール持っております。公園用地として先行取得しておるわけですね。それで、私の思いとしたり、炭化炉の用地としては0.2ヘクタールから0.3ヘクタールの平地があればいいんで、見やすいところを整地して、後の残りを森林公園でそのままでいいんじゃないかと思うんですよ。そのような考え方を持てば、土地開発公社もずっと抱えておるわけにはいきませんので、これを有効にする手も検討してもいいんじゃないかなというふうに思うわけですね。私はそういうふうに感じます。

それで、市長の答弁でもありましたが、可能性や経済性など研究するというふうに答弁がありましたが、来年度、予算要求するちょうど時期になっておりますが、この炭化炉に向けて意向調査、がんねをやられましたが、調査あるいは研究、検討するような予算は計上する考えはあるかどうか、お聞きしたいんですが。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 現在の予算編成の状況についてですけれども、先月11月中旬に予算要求の締め切りがありまして、今現在、財政課のほうで集計し、各課に対して予算ヒアリングが行われているところです。来年度予算に炭化炉の調査費を計上してはどうかという御提案ですけれども、現段階では来年度予算にそのような調査費は要求しておりません。クリーンセンターくれが耐用年数を迎える令和9年度ごろまでは当面現在の枠組み、すなわち呉市との協定を継続して可燃ごみの処理を行うこととしております。

その一方で、現在、スペインにおいてCOP25が開催されています。COP25、正確に言いますと、気候変動枠組み条約第25回締約国会議といたしますが、そちらのほうでは、日本は地球温暖化対策に対して消極的であるとの批判を受け、それがマスコミで報道されているのは皆様も御承知と思います。炭化炉の導入により可燃ごみを燃やさずに炭化し、そこで生成された炭を有効活用できれば二酸化炭素の削減につながります。来年度に調査費をつけてまでの検討は予定しておりませんが、先進地の視察に行くなど、情報収集に努めるつもりでございます。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 来年度、視察して研究を始めたいという答弁でございますが、ぜひ、前向きに考えていただけたらと思います。

最後になりますが、炭化炉は先ほどから言いますように、現代社会の課題である地球温暖化、CO₂の削減を図ることができます。カキ殻、海洋ごみ、有害鳥獣施設など、鉄以外は再資源化を図ることができる施設であります。ごみ問題は市民の永遠の課題と考えます。私は、この江田島市総合運動公園第2工区が最適だと思いますが、他に広い場所があれば検討され、建設されるよう提案して、12番、山本秀男の一般質問を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、12番 山本秀男議員の一般質問を終わります。

9番 花野伸二議員。

○9番（花野伸二君） 皆さん、おはようございます。9番議員、花野伸二でございます。傍聴者はいらっしゃらないようです。

通告に従いまして、2項目ほど質問させていただきます。

1番目が、職員の意識改革の効果は。令和元年9月の定例会において、市長は職員の居住地に関係なく有能な人材を育て、また確保するために広く募集を行うと答弁されました。市長の言われる有能な人材とは何を示すのかをお伺いします。

2点目は、財政状況の今後の見通しです。財政調整基金を取り崩して表面上は黒字にしているが、いつまでこの状態が続くのか、お伺いいたします。

以上、2項目、よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 花野議員から2項目の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1項目めの職員の意識改革の効果についてでございます。

令和元年9月定例会での一般質問におきまして、本市職員について居住地に関係なく有能な人材を育て、また確保するために広く募集を行うと答弁をさせていただきました。その有能な人材とは何を示すのかとのお尋ねでございます。私は、約38年間、地方公務員としてさまざまな業務に携わってまいりました。この長い行政経験の中で、職員の使命は市をよりよい町にすることであり、誇りを持って迅速、親身、的確で最高の行政サービスを提供することを心がけてまいりました。

そして、3年前の平成28年12月に江田島市長に就任させていただいてからも、この思いは変わることはございません。この職員の使命を果たすための私が思い描く目指すべき職員像というものが3つございます。1つ目といたしまして、市民の皆様の立場で考え行動する職員。2つ目といたしまして、常に改革、改善に取り組む職員。3つ目といたしまして、市民の皆様に信頼される職員でございます。このような職員が有能な職員と言えるべきものと考えております。

そして、このような職員となるため、ふだんから心がけて実践したいと思うことが5つございます。1つ目は、いつもにこにこ笑顔を絶やさないこと。2つ目は、いつも感謝をすること。3つ目は、きのうよりきょう、きょうよりあすへと成長すること。4つ目は、絶対に人のせいにしないこと。5つ目は、身の周りに起こることは必然と考え、全て受け入れることでございます。

言うは易く行うは難しという格言もございますけれども、広島東洋カープのかつての4番バッター、山本一義さんから「言葉は実現するための武器である。」と教わったことがございます。そうした意味であえて私の心がけてきたことを答弁をさせていただきました。すなわちこのような心構えを持ち、実践することによりさまざまな取り組み、さまざまな施策を決定する際には、何が江田島市にとって、何が江田島市民にとって最善なのかという価値判断ができる職員を目指したいと思っております。そして、それが目指すべき職員像であると同時に、有能な人材であると思っております。今後も幅広く人材を採用し、また育成をしてまいります。

続きまして、2項目めの財政状況の今後の見通しについてでございます。

10月の臨時会におきまして決算認定をいただきました、平成30年度一般会計決算につきましては、歳入から歳出を引いた形式収支が5億585万円でございます。このうち繰り越し事業に充てるために翌年度へ繰り越すべき財源を除きました実質収支は9,443万円の黒字でございます。一方で、単年度収支から財政調整基金への積み立てと取り崩しを増減させました実質単年度収支を見ますと、4億3,313万円の赤字となっております。この財政調整基金の取り崩しにつきましては、合併直後の平成16年度、17年度に取り崩しを行った以降、平成29年度までの12年間にわたり取り崩しを行っておりませんでした。しかしながら、昨年度、平成30年度におきまして災

害等も含めまして4億8,000万円の取り崩しを行っての財政運営でございました。また、今年度におきましても9月補正後の段階では、13億7,100万円余りを財政調整としての活用を計上しているところでございます。

前回9月の市議会定例会での一般質問におきまして、花野議員から本市の財政は健全なのかとのお尋ねがございました。現在、第3次財政計画を策定しているところでございますので、その中でお示しをしてみたいとお答えをさせていただいております。

現在、新年度、令和2年度の予算編成とともに今後の収支見通しを整理している段階でございます。現段階におきましても令和2年度から普通交付税の合併特例加算がなくなりますことや、人口減等に伴います市税の減少などによりまして、将来収支は大変厳しい見通しとなっていることから、再度の見直しを指示しているところでございます。

しかしながら、令和6年度が期限でございます合併特例債の活用など、有利な起債を活用し、将来に向けての施策を展開する必要もございます。そのため、短期的にはプライマリーバランスが赤字に振れることも予想されております。このように財政規律と将来のためのバランスをよくよく検討しながら、財政計画の策定を行っていき、その収支見通しにつきましては、改めて整理ができ次第、お示しをしてみたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 花野伸二議員。

○9番（花野伸二君） 市長が今、答弁されましたが、ごもつともだと思います。ですがね、市長が求めている職員の姿は、市民が求めているのとはかけ離れているのではないかと思います。市民が求めている有能な職員とは、親切である。親切とは何なのか。サービス業であることを忘れていないのか。それともう一点。地域に住み、江田島市に税金を落とす職員ではないのか。この件については、市民の方が大変関心を持っておられます。市長、お答えください。

○議長（吉野伸康君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 親切ということでございます。市長答弁の中に、親身という言葉もございました。また、市民の皆様の方で考え、行動する職員、信頼される職員というような表現をさせていただいております。議員おっしゃられるように、有能な職員はこの親切に通じるところがあるのだと思っております。そして、その親切をするということにつきましては、制度や事業の中身をよくよくやっぱり知っておかなければならない。そういったことをちゃんと知識を身につけておかなければならない。それをまた行動するその力量も必要だということでございます。その上で親身ということでございますので、親切ということでございますので、市民の皆様寄り添う心を持つということがこの親切につながっているんだと思っております。そういった全職員がそのような職員になってほしいと私たちも願っております。

また、税金を落とすということでございますので、つまり江田島市に住んでほしいということだと思っております。私たちも職員が江田島市に住んでいただきたいということは、本当にそうだと思っております。しかしながら、まだそれも議員さんおっしゃられるように市民の方もそれが強い要望であるということも存じております。しかしなが

ら、家庭の都合や家族の都合、やむなく市外に住んでおるといふことも、これまた事実でございます。この5年間に入ってきた職員、例えばこの5年間に新入職員が入ってきたんですけども、全部で74人おります。74人中61人が市内居住でございます。13人は市外に住んでおります。これは、もともと実家が呉市や広島市にあるというふうな方もおります。そのため、ちょっとふえておるところもあると思っております。それが原因なのかなというふうに思っております。しかしながら、私たちも面接とかでしっかりと江田島市に住んでほしいというふうなこともお話をさせていただきながら、アパートなどもあつせんをしながらお話をさせていただいております。そのようなことをしながらも、なかなかちょっとふえていく状況はあるのですけれども、そういったことはあったとしても、先ほど言いましたように家族の状況ですとか、家庭の状況などがありまして、市外に住んでいるということもありますので、そういった事情も御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 花野伸二議員。

○9番（花野伸二君） 今、仁城部長が言われたんで、それも意味がわかるんですが、やはり、前、田中市長のときに、やはり同じ質問をしました。そのときの答弁が江田島市に居住するよう職員の意識改革を行っている。そのときの市外者通勤が50人だったのに、59人に増加している。今、これは部長さんに聞いたんですが、ようわかります。これは、明岳市長は職員を研修等に参加させて、意識改革を行っていると答弁されたが、基本的な一番の問題ができていないのではないかと思います。そこをお伺いいたします。

それと、市外者通勤者の名前は公表はできるのですか。

○議長（吉野伸康君） 明岳市長。

○市長（明岳周作君） 市外居住職員についての御質問ですけども、これ、私自身が江田島に住みながら呉市に勤めていたこともあって、議員さんや市民の皆さんから言われるのが一番つらかったことなんです。仕事で判断してほしいということですが、まず。

それから、私どもの市の職員の採用試験は競争試験です。居住地を問うていません、まず。ただ、花野議員さんが言われる江田島市の職員だから、江田島市に住むべきだと、そういう市民の気持ちも重々わかっておりますが、先ほど仁城総務部長が申し上げましたように、職員それぞれ個々の事情があります。それを踏まえて、今、競争試験で採用している。これが、市の職員はその市に住まないといけないということになると、これは私が経験しましたけども、呉市でありましたように不正採用の事件の契機になります。競争試験ですから、優秀な人材は上からできますけども、居住地が広島市、あるいはよその市だったら最初から1次試験で不合格にするわけなんです、極端な話を申し上げます。でも、実態として、そういう事案が出てくる、そこは気をつけていただきたい。地方公務員法で競争試験、それは居住地を条件にしていないということが大前提です。それと、議員さんも御承知のとおり、居住の自由は憲法に保障されています。

それと、もう一点、これはよく言われるんですけど、県内のある町なんかは、町の職員は全部その町の職員だと言われる方もおられまして、私もその町長に確認をいたしました。いや、そんなことない10%は市外居住だと、これが実態なんです。ですから、

改めてこれ何度も、私、ここで答弁させていただきましても、そうしたことを職員が耳にすると、本当にやる気というものが少し小さくなる。もっともっと居住地に関係なくええ仕事せえよ、市の職員は江田島市民のために一生懸命やれよというふうに火をつけてもらいたいんです。本当に何度もこの議会でも答弁をさせていただいておりますけども、市外居住の職員、何とかせえと言われますけども、そのお気持ちはよくよくわかりますが、申し上げにくいんですけども、仕事で勝負させてもらいたい、ぜひこのことは議員の皆様にも市民の皆様にも御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） もう一つの御質問でございます市外居住の名前を公表できないのかという御質問がありました。これ、個人的な情報でございますので名前の公表は控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 花野議員。

○9番（花野伸二君） 明岳市長は江田島市の人口減少の歯どめを、とよく口にされますが、この職員の市外通勤者には歯どめをかけないのか。自主財源の減少が想定する中で、みすみす歳入となる税金をです。ここが一番市民の皆さんが気に入らんところじやろうと思うんですよ。みすみす歳入となる税金を、いま一度、経営者の感覚を持ち、運営をしてもらいと思っておりますが、市長、どう思われますか、お伺いたします。

○議長（吉野伸康君） 明岳市長。

○市長（明岳周作君） 経営者の立場で申し上げますと、居住地に関係なく、会社に利益を上げてくれる、それが大切な社員だと思っておりますね。先ほども申し上げましたように、居住地に関係なく江田島市民のためにいい仕事をしてくれた職員、それが私はいいい仕事をしてくれる職員だと思っております。

それと、余りにもそういった江田島だけにというような形になれば、江田島市から広島、呉に通勤しておられる方もおります。逆に、広島、呉から江田島市に通勤してこられる方もおられます、鎖国をしている状況じゃないわけです。広く、本当に多様性を持って、どんどん来てくださいというぐらいの気持ちでこれからも対応していきたいと私はそのように思います。正直な話、こういった議論を重ねることによって、今現在、市外居住の職員がやめて、他の市町へ勤める職員も出てまいります。これは事実ですから申し上げますけども、本当に感覚だけで言われるのは結構なんですけども、じゃあ議員さんたちにどのようにすれば、この憲法、法律の中で市の現在職員になっている職員を江田島に居住させる、そういう手法がございますかと私は問いたい、正直な話。反問権が今、ないんであれですけども、ただ、私は何度も申し上げますように、市の職員を江田島市に居住してもらいたい、そういう思いは同じでございます。同じですけども、居住地に関係なく、市のために市民のために一生懸命働いてくれる職員ならば、それはよしと今の段階では私は、それはよしというふうに判断をいたしております。

○議長（吉野伸康君） 花野伸二議員。

○9番（花野伸二君） 市長の考えもよくわかるんですよ。どういうんかいね。そう

いや、もうこの1番目から2番目に移ります。

次は財政です。

9月の定例会で江田島市のプライマリーバランスはどうなっているのかと質問したら、総務部長は平成30年度は、さっき明岳市長が説明されましたが、9,443万円の黒字ですと答弁されました。これで、私はほっとしとったんですよ。その後、今後、施設の建設が続くので赤字になる可能性がありますとつけ加えられましたが、本当は財政調整基金を取り崩しての体裁上の黒字だったわけで、本来は赤字だったのだから、この発言はコンプライアンス違反ではないのか。私と市民に対してうその答弁をされたと私はと思いますが、総務部長どう思われますか。この発言は総務部長の判断ですか、お伺いいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 9月の花野議員さんからの一般質問の中で、私が平成30年度のプライマリーバランスは黒字だというふうに答弁をさせていただきました。プライマリーバランスというのは、市債、つまり借入れを除いた歳入から公債費、借入れの返済額を除いた歳出を差し引いた収支をいいます。平成30年度におきましては、消防庁舎や、また災害などもありまして多額の費用が発生をいたしましたけれども、実際には大きな支払いとしては事業が完了いたします今年度であるとか、繰り越しになりましたので、今年度で支払いというような形になります。そのため、平成30年度の借入額自体が市債発行額といたしますけれども、それ自体が少なく、返すお金ですよ、公債費、市債返還額といたしますけれども、こちらのほうが多くありまして、プライマリーバランス的には数字上、黒字となっておりますので、平成30年度直近の決算では黒字であるというふうにお話をさせていただきました。この分は、もちろん今年度に振りかえてまいりますので、当然、今年度、借入額のほうが多くなれば、当然、今年度につきましましたプライマリーバランス、赤字になってまいります。当時、その数字上のところでございますけれども、やっぱり数字というのはそのときそのときの時間差みたいなものもあつたりしますので、そういったところもあつて、そのときは黒字だというふうにお話をさせていただきました。御理解いただければと思っております。

先ほど財政調整基金を取り崩しての運営という話がありました。これは、市長答弁の中にもありましたように、赤字というのは実質単年度収支のこと、これについては確かに赤字でございます。前回はあくまでもプライマリーバランスのお話として黒字というふうなことを答弁させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 花野議員。

○9番（花野伸二君） 違反ではないとしても、定例会で議員だけでなく市民の方も傍聴に来られたり視聴されているわけですから、きちんと本当のことを丁寧に説明しなければならなかったのかと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 質問の趣旨がプライマリーバランスはどうかというお尋ねだったので、プライマリーバランスのお話をさせていただきました。ですから、その

後、次には赤字に振れてまいりますというようなことをつけ加えさせていただきましたのは、実質的にはそういった赤字になっているということを含めた答弁だと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 花野議員。

○9番（花野伸二君） それでは、平成28年度から平成30年度までの年度ごとの財政調整基金の増減額を教えてくださいませんか。

○議長（吉野伸康君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 財政調整基金でございます。平成28年度は、残高が5億7,950万円です。平成29年度は、5億9,857万円、増減はそこからプラス1億8,907万円でございます。平成30年度になりますと、残高が5億5,865万円でございます。先ほど言いましたように、この増減でございますけれども、マイナス4億9,920万円でございます。4億8,000万円の取り崩しを行いましたけれども、差し引きした黒字の2分の1は財政調整基金に積み立てるというルールがございますので、それを含まれますとマイナス4億9,920万円となるものでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 花野議員。

○9番（花野伸二君） 必要であるから取り崩されたんだろうが、もとに戻すのは今後の財政の中ではなかなか難しいと思います。私も含めてよく審議をし、大切に活用できるよう、お願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、9番 花野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。11時5分まで休憩いたします。

（休憩 10時55分）

（再開 11時05分）

○議長（吉野伸康君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 報告第9号

○議長（吉野伸康君） 日程第2、報告第9号 専決処分の報告について（広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について）を議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第9号 専決処分の報告について（広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された市長の専決事項の指定に基づきまして、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総

合事務組合規約の変更について専決処分しましたので、同条第2項の規定によりまして議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、報告第9号につきまして御説明をいたします。

議案書2ページに専決処分書を、3ページ、4ページに新旧対照表を、5ページに参考資料を添付しております。新旧対照表によりまして御説明をいたしますので、3ページをお願いいたします。

右の欄が現行規約、左の欄が改正案でございます。改正いたします部分につきましては、別表第1、別表第2の下線部分で、現行の甲世衛生組合を削るものでございます。これは、広島県市町総合事務組合の構成団体でございます甲世衛生組合が令和2年4月1日から脱退することに伴うものでございます。

1ページをお願いいたします。

専決処分年月日でございます。専決処分年月日は、令和元年11月14日でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第9号の報告を終わります。

日程第3 同意第4号

○議長（吉野伸康君） 日程第3、同意第4号 公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました同意第4号 公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

令和元年12月15日で任期が満了となる、公平委員会の委員、砂堀正治さんを引き続き選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

砂堀さんは人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関し、識見を有する方でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件はこと人事に関するものでありますので、討論を省略し、直ちに起立による採決

を行います。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

日程第4 同意第5号～日程第7 同意第8号

○議長（吉野伸康君） この際、日程第4、同意第5号から日程第7、同意第8号までの固定資産評価審査委員会の委員の選任につき、同意を求めることについての4案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました同意第5号から同意第8号までの固定資産評価審査委員会の委員の選任につき、同意を求めることについてでございます。

最初に、議案書9ページ、同意第5号でございます。

令和元年12月15日で任期満了となる固定資産評価審査委員会の委員、二矢川敏郎さんの後任として、江田島市大柿町大原の平井克宏さんを選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案書11ページ、同意第6号でございます。

令和元年12月15日で任期満了となる固定資産評価審査委員会の委員、今田知二さんを引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案書13ページ、同意第7号でございます。

令和元年12月15日で任期満了となる固定資産評価審査委員会の委員、久岡重樹さんを引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案書15ページ、同意第8号でございます。

令和元年12月15日で任期満了となる固定資産評価審査委員会の委員、城山昭博さんを引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

以上、4件の同意につきまして、御同意を賜りますよう、何とぞよろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより本4案に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本4案は、こと人事に関するものでありますので、討論を省略し、直ちに起立による採決を行います。

初めに、同意第5号についてを採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

日程第8 議案第81号

○議長(吉野伸康君) 日程第8、議案第81号 江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第81号 江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例案についてでございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴いまして、会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関して必要な事項を定める必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(吉野伸康君) 仁城総務部長。

○総務部長(仁城靖雄君) それでは、議案第81号につきまして、御説明いたします。

議案書20ページから28ページに制定条文を、29ページに参考資料を添付してお

ります。参考資料によりまして御説明をいたしますので、29ページをお願いいたします。

1、制定の趣旨でございます。平成29年地方公務員法や地方自治法が改正され、新たに会計年度任用職員制度が創設されました。そのため、本市におきましても現在の臨時職員や嘱託職員をこの会計年度任用職員とするため、給与や旅費、費用弁償に関する必要事項を定める必要があることから、条例を制定するものでございます。

2、制定の内容でございます。第1条、第2条で趣旨及び定義を規定しております。定義といたしましては、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員を定めております。第3条で、給与の種類を規定し、フルタイム職員は給与及び手当とし、パートタイム職員は報酬及び手当とするものでございます。第4条、第5条では、フルタイム職員の給料の算定方法や支給日等を規定しております。給料表は、一般職の職員の給料表を準用し、職務の級や号は規則で定めるものといたします。また、市長が特に認める者につきましては、別に定めるものでございます。給料支給は一般職の給与条例を準用いたします。第6条から第13条では、期末手当を含む各種手当の算定方法を規定しております。これも一般職の給与条例の例によるものでございます。また、期末手当の在任期間の算定方法につきましては、規則で定めるものでございます。第14条、第15条では、フルタイム職員の1時間当たりの給与額の算定方法などを規定しております。第16条からはパートタイム職員についてでございます。第16条、第17条で、パートタイム職員の報酬の算定方法や支給日などの規定をしております。職務の級や号給、支給日などは規則で定めるものでございます。第18条から第24条では、パートタイム職員の手当を定めております。期末手当につきましては、一般職の給与条例の規定を準用して支給をし、その基礎額や在任期間は規則で定めるものでございます。第25条、第26条では、パートタイム職員の1時間当たりの報酬額の算定方法を規定しております。第27条では、フルタイム職員の出張などの旅費を一般職の例により支給することを規定しております。第28条では、パートタイム職員の旅費と交通費に係る費用弁償の支給についての規定をしております。第29条から第31条までは、給与から控除できるものや休職の場合の給与の取り扱い、規則への委任規定を定めております。

次に、3、施行期日でございます。施行期日は、令和2年4月1日でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

胡子議員。

○13番（胡子雅信君） すみません。1点だけ確認ということで、教えてください。

議案書の21ページにあります条例第4条の第3項、こちらに市長が特に必要と認める会計年度任用職員ということでありませぬけれども、この会計年度任用職員、市長が特に必要と認めるというのは、いわゆる一般職の任期つき職員とか、そういったものを想定しているのか、もしくは、こういった職種とかこういったものを想定されて、この項

があるのか、このところの説明をいただければと思います。

○議長（吉野伸康君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 例えば、宿日直職員でありますとか、この体系がちょっと違いますので、給料表にちゃんとハマるとか、ハマらないとかがありますので、それは別にしたいと思っております。また、地域おこし協力隊の方というのは、これは国のほうで総額が250万円という決まりがありますので、その額にはまるような形での給料表の制定をしたい。こういったものが該当いたします。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。じゃあ1点だけ、今の質問の中で、いわゆるその一般職の任期つき職員とは、これはもう別で関係なくてということよろしいですね。

○議長（吉野伸康君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 任期つき職員につきましては、別の条例でございますので、そちらで対応いたします。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

岡野議員。

○4番（岡野数正君） 私、この制度は非常に一般行政職員に近づく処遇改善をされるいい制度ではないかというふうに考えます。そこで伺いたいんですが、まず、身分です。身分はどういった扱いになるのか、当然、処遇改善をされて一般行政職員に近くなるとなると、ある意味、地方公務員法の適用を受ける部分かなり出てくるんだろうというふうに考えるわけですね。ということは、いろいろな賞罰も対象になってくるということになります。この点について伺いたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） おっしゃられるように地方公務員法の適用となりますので、その中で全て決まっていくということになります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑。

山本一也議員。

○17番（山本一也君） 何人ぐらいになるんでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 今現在、うちの臨時職員と嘱託職員の総人数が267人です。来年度もそのまま全部移行するかどうかというのは、今後、今、職の見直しであるとか、そういったことをやっておりますので、全部がいくわけではないし、今、各課から来年度の要望も受け付けております。そういったものをちゃんと精査をして、来年の人数が決まっていくということでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第82号～日程第12 議案第85号

○議長(吉野伸康君) この際、日程第9、議案第82号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてから、日程第12、議案第85号 江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案についてまでの4案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま一括上程されました議案第82号から議案第85号までについてでございます。

国家公務員に準じて給与の改定等をするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第82号で江田島市一般職の職員の給与に関する条例を、議案第83号で江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例を、議案第84号で江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を、議案第85号で江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を、それぞれ一部改正することとしております。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 仁城総務部長。

○総務部長(仁城靖雄君) それでは、議案第82号から議案第85号につきまして、

一括して御説明いたします。

初めに、主な改正内容を、その後、各改正条文の説明をいたします。参考資料によりまして主な改正内容を御説明いたしますので、38ページをお願いいたします。

1、今回、一部改正を行う条例の名称でございます。(1)で江田島市一般職の職員の給与に関する条例、(2)で江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、(3)で江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、(4)で江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の4つでございます。この議案は、いずれにおきましても給与等に関するもので、国の人事院勧告などに基づくものでございます。

2、改正の内容でございます。

(1)給与月額の上上げでございます。ア、民間給与との格差を埋めるため、若年層職員の給料表の水準を平均で0.1%引き上げを行うものでございます。イといたしまして、特定任期付職員の給料月額を、表のとおり国と同じ俸給月額に改定するものでございます。また、ウの実施時期は、平成31年4月1日にさかのぼりまして実施をいたします。

次に、(2)期末勤勉手当の上上げでございます。ア、民間の支給割合に見合うようにするため、次のとおり引き上げを行うものでございます。(ア)といたしまして、一般職、特別職及び特定任期付職員の期末手当をそれぞれ0.05月分引き上げるものでございます。また(イ)といたしまして、市議会議員の皆様の期末手当を同様に0.05月分引き上げるものでございます。令和元年度におきましては、支給月数の表のとおり、いずれにおきましても6月期は既に支給済みでございますので、今年度の引き上げ分につきましては12月期に上乘せをして調整をいたします。

次のページ、39ページをお願いいたします。

イ、令和2年度以降の支給割合でございます。下の表のとおり、支給月数の合計には変更はございません。しかしながら、支給割合を6月期と12月期のそれぞれ等分に振り分けて平準化するものでございます。ウの実施時期につきましては、アの今年度は令和元年12月1日で、またイの令和2年度からの支給割合につきましては、令和2年4月1日でございます。

続きまして、(3)住宅手当の見直しでございます。ア、公務員宿舍使用料の上昇を考慮いたしまして、住宅手当支給対象の家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に引き上げを行います。また、その手当額の上限を2万7,000円から2万8,000円に引き上げるものでございます。イ、実施時期につきましては、令和2年4月1日でございます。

それでは、それぞれの議案の改正条文の説明をいたします。

31ページをお願いいたします。

議案第82号の一般職につきましの改正条文でございます。

第1条で一般職の給料表を別紙のとおり改正をしております。また、令和元年の勤勉手当の引き上げを行っております。別紙につきましては、32ページ、33ページでございます。

34ページをお願いいたします。

第2条で住宅手当の引き上げ、令和2年度以降の勤勉手当の支給割合の調整をしております。また、附則といたしまして、施行期日等と給与の内払いのみなし規定、住宅手当の経過措置を定めております。

36ページ、37ページには新旧対照表を添付しております。

41ページをお願いいたします。

議案第83号の特別職につきましての改正条文でございます。第1条で令和元年度の期末手当の引き上げ、第2条で令和2年度以降の期末手当の支給割合の調整をしております。また、附則といたしまして、施行期日等と期末手当の内払いのみなし規定を定めております。

42ページには新旧対照表を添付しております。

44ページをお願いいたします。

議案第84号の市議会議員につきましての改正条文でございます。

第1条で令和元年度の期末手当の引き上げ、第2条で令和2年度以降の期末手当の支給割合の調整をしております。また、附則といたしまして、施行期日等、期末手当の内払いのみなし規定を定めております。

45ページには新旧対照表を添付しております。

47ページをお願いいたします。

議案第85号、任期付職員につきましての改正条文でございます。

第1条で給料表の改正と令和元年度の期末手当の引き上げ、第2条で令和2年度以降の期末手当の支給割合の調整をしております。また、附則といたしまして、施行期日等と給与の内払いのみなし規定を定めております。

48ページ、49ページには新旧対照表を添付しております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより本4議案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本4議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本4議案は委員会付託を省略いたします。

これより、それぞれの議案について討論と採決を行います。

初めに、議案第82号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。13時まで休憩いたします。

(休憩 11時41分)

(再開 13時00分)

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第86号

○議長（吉野伸康君） 日程第13、議案第86号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第86号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

地方税法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） それでは、議案第86号について説明いたします。

このたびの改正は、税制改正に伴う軽自動車税に関する字句の整理を行うため、現行条例の一部を改正するものです。

議案書51ページと52ページに改正条文、53ページと54ページに新旧対照表、55ページに参考資料として説明資料を添付しております。55ページの参考資料により改正内容について説明いたします。

まず1、改正の背景について、平成28年度税制改正において、自動車取得税の廃止及びこれにかわる環境性能割の導入、グリーン化特例（軽課）の見直し・延長の改正が行われました。軽課とは、排出ガス性能及び燃費性能によって、軽自動車税に軽重を設ける制度で、燃費性能に応じて税負担を軽くし（軽課）、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、重課としておおむね20%税率が上乘せされます。環境性能割の導入に伴い、軽自動車税が軽自動車税の環境性能割と軽自動車税の種別割の2つの名称に改められました。しかし、消費税増税の時期の延長に伴い、環境性能割の導入、軽自動車税の名称変更の時期も延長されました。消費税増税の施行日が令和元年10月1日になったことに伴い、地方税法等の一部を改正する法律により、上記の軽自動車税の環境性能割、軽自動車税の種別割の施行日も同日となったものです。

2、改正内容としまして、軽自動車税の名称が軽自動車税の種別割に改められたことに伴い、字句を整理します。なお、令和元年10月1日現在、アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車税の種別割の対象車両の登録はありません。

3、施行期日及び経過措置について、この条例は公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用することとしております。また、改正条例は、令和2年度の課税分から適用するものとします。

以上で、議案第86号の説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第87号

○議長（吉野伸康君） 日程第14、議案第87号 江田島市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第87号 江田島市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置に関する手続の簡素化を図るため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします、よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） それでは、議案第87号について説明いたします。

このたびの改正は、非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置に関する手続の簡素化を図るため、現行条例の一部を改正するものです。

議案書57ページと58ページに改正条文、59ページから61ページに新旧対照表、62ページに参考資料として説明資料を添付しております。62ページの参考資料により改正内容について説明いたします。

まず1、改正の趣旨について、非常災害時における円滑かつ迅速な災害廃棄物の処理体制を確保するため、一般廃棄物処理施設の設置に係る手続を簡素化するなどの規定の整備等をいたします。

2、改正の内容としまして、（1）縦覧等の手続に関する規定の整備として、非常災害時においては、市から災害廃棄物の処分の委託をされた者が一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合の県知事の許可が不要となります。ただし、届け出は必要です。この特例を活用するためには、受託者が一般廃棄物処理施設を設置する際の生活環境影響調査結果の縦覧等に関する手続を条例に定めておく必要があることから、生活環境影響調査結果の縦覧等の手続の対象となる施設に、受託者が設置する焼却施設を加えます。

（2）縦覧等の期間の短縮としまして、通常は縦覧の期間を一月間、意見書の受け付けを縦覧期間満了の日の翌日から2週間と定めているところ、非常災害時においては縦覧及び意見書を受け付ける期間を市長の定める期間とすることができる規定を設けます。

（3）所要の規定の整理としまして、その他引用条項及び字句の整理を行います。

3、施行期日について、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上で、議案第87号の説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 8 8 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 1 5、議案第 8 8 号 江田島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 8 8 号 江田島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） それでは、議案第 8 8 号 江田島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について、説明をいたします。

議案書 6 4 ページに改正条文を、参考資料として 6 5 ページに新旧対照表を、6 6 ページに改正の趣旨及び改正の内容等を添付しております。参考資料により改正の内容について説明いたします。議案書 6 6 ページの参考資料をごらんください。

まず、1、改正の趣旨でございます。

自然災害により死亡された方などに支給されます災害弔慰金等や、災害救助法が適用された災害に被災された方への災害援護資金について定めております災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が行われましたことに伴い、所要の規定の整備をするため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、2、条例改正に係る法の改正内容でございます。

今回の条例改正に係る法の改正内容は、次の 4 点でございます。

(1) として、災害援護資金に係る償還金の支払い猶予の規定です。災害救助法が適用された災害により被災された方が災害援護資金の貸し付けを受けた際に受けることができます災害援護資金に係る償還金の支払い猶予の規定は、これまでは政令により定められていました。しかしながら、償還金の支払い猶予の制度は災害援護資金の貸し付けを受けた方にとりましては、償還計画を考えるに当たって重要な制度でありますので、これを法律上明確であることが望ましいことから法に規定されたものでございます。

次に、（２）として災害援護資金の償還免除理由の拡大でございます。これまで災害援護資金の償還免除理由としましては、貸し付けを受けた方の死亡または重度障害の場合が規定されておりました。これらに加えて、貸し付けを受けた方の破産手続開始の決定または再生手続開始の決定を受けたときには、災害援護資金の償還未済額の全部または一部の償還を免除することができるものとされました。

次に、（３）として災害援護資金の貸し付けを受けた者等に関する調査報告に関する改正でございます。市町村は、この法律の規定によりまして必要があると認めるときには、災害援護資金の貸し付けを受けた者またはその保証人の収入または資産の状況について、災害援護資金の貸し付けを受けた者もしくはその保証人に報告を求め、または官公署に対し必要な文書の閲覧もしくは資料の提供を求めることができることとされました。

最後に（４）として市町村における合議制の機関を置くことの定めについてでございます。市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を審議するため、条例の定めるところによりまして、審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとされたものでございます。

次に、３、条例の改正内容でございます。

まず（１）として、さきの法の改正内容の（４）に対応しまして、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する審議を行うため、災害弔慰金等認定審査会を置くものいたします。

次に、（２）として、法の一部改正に伴います所要の規定を整理いたします。

最後に、（３）としまして、附則により、江田島市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、災害弔慰金等認定審査会委員の報酬を月額１万４、０００円と定めます。

４、この条例の施行期日は、公布の日から施行することといたします。

以上で、議案第８８号の説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 6 議案第 8 9 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 1 6、議案第 8 9 号 江田島市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 8 9 号 江田島市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

江田島市消防本部及び江田島消防署の移転に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） それでは、議案第 8 9 号 江田島市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明させていただきます。

内容につきましては、6 8 ページに改正条文、6 9 ページに参考資料として改正する条例案新旧対照表を添付しております。

参考資料により御説明いたします。6 9 ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、新消防本部及び消防署の庁舎が完成することに伴いまして、位置を変更するものでございます。第 3 条の位置の欄をごらんください。現行の「江田島市江田島町鷺部二丁目 1 6 番 1 2 号」から「江田島市江田島町鷺部二丁目 1 7 番 5 号」へ改正するものでございます。

第 4 条をごらんください。消防本部と消防署は同じ建物内にありますので、消防本部と同様に改正するものでございます。

6 8 ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしており、1 1 9 番通報を受信する高機能消防指令センターへ電話回線が接続される令和 2 年 2 月 2 6 日を予定しています。

以上で、説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第90号

○議長(吉野伸康君) 日程第17、議案第90号 市有財産の無償貸付けについてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第90号 市有財産の無償貸付けについてでございます。

地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、新ホテル等を整備運営する土地を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 長原産業部長。

○産業部長(長原和哉君) 議案書70ページをごらんください。

本市は、ことし4月22日に新ホテル等整備事業者、株式会社レーサムと基本協定を締結いたしました。この協定の中で事業の円滑な実施のため、現地事業法人が設立されることとなっており、その法人と市有財産の貸し付け等の契約することとなっています。その現地法人が8月22日に設立され、貸し付け財産が確定したことによる議案でございます。

1、貸し付け財産は土地で、地番は江田島市能美町中町4712番2の一部、地籍は373.6平米、ほか8筆、合計9筆で、合計面積は3315.87平米です。

2、貸し付けの相手方及び時期は、事業法人の名称及び代表者名は、株式会社海風、代表取締役飯塚達也氏、所在地は、江田島市能美町中町4718番地、貸し付けの時期は、議会の議決を得た日の翌日からとなっております。

3、貸し付けの理由としまして、新ホテル等を整備・運営する土地を無償で貸し付けることにより、観光振興の拠点として交流人口の拡大及び地域経済の活性化に寄与すると考えるためのものです。なお、温泉水につきましては、行政財産の無償による使用許可とします。

次の71ページには、市有財産の無償貸し付けの範囲を示しており、黄色の着色部分がそれに当たります。

以上で、説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

胡子議員

○13番（胡子雅信君） すみません。1点、教えていただきたいんですけども、今、こちらの議案書70ページにあります3の貸し付けの理由のところ、温泉水については行政財産の無償使用許可とするとあります。例えば、第三者がそういった温泉水を活用したいという事案があった場合に、これはどのように、どこに相談、もしくは手続等すればいいのかというのを教えていただければというふうに思います。温泉水には、いろいろな成分もあって、もしかしたら何かしらビジネスとして活用したいという事案も今後出てくる可能性がありますので、この点、ちょっと教えていただければというふうに思います。

○議長（吉野伸康君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 温泉水につきましては、株式会社レーサムが新しくつくった会社、海風のほうに貸し付けることにしております。そこで新たに利用したいということがあれば、株式会社海風の方との話の中で協議していきたいというふうに考えております。そして、やっぱり温泉水につきましては、あくまでもホテルをベースにしておりますので、ホテルの営業に支障がないような程度というふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに。

岡野議員。

○4番（岡野数正君） それでは、温泉水の話が出ましたので、私もちょっと温泉水のことについてお伺いしたいと思います。

まず、温泉水が、これは無償使用するというんですけども、たしか図面では温泉棟がちょっと別にあって、それでホテル棟があるというようなつもりだったと思うんですね。恐らく日帰り温泉も当然使えるようにはなると思うんですが、そうした中でこの途中で温泉施設そのものが故障すると、塩分の強い温泉ですから、やはり故障するということがあろうかと思うんですが、こうしたときの修理というのはどのようにお考えですか。

○議長（吉野伸康君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 温泉につきましては、源泉、地下からくみ上げる部分については市の所有としたままになっておりますので、その部分が砕けたら市のお金で対応していきます。そして、源泉が上がってきて、それからホテルに対しての配湯という形になってくると思うんですよ。お湯を配るほうになってきますから、そこから先は設置者というかホテルのほうの責任において管理していただくということになっております。以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） ただいまのところはしっかりと今度、運営される前までに決まりをしっかりとつくられて、よく故障になったときに、どっちだどっちだということでもめることがあります、こういったことがないようにお願いをしたいと思います。

あわせて、今まではシーサイド温泉ということで、広く市民の方に愛されてきた温泉です。もちろんこれホテルの一部として運用されるんですが、日帰り温泉をする際にできるだけ市民の皆様に使っていただけるようなリーズナブルな設定にしていただければというふうに、これは私のお願いです。この点については答弁は要りませんので、今後、運営会社とお話をされるときに、そういったことも含めてお話をいただきたいと、御要望いただきたいというふうに思います。

もう一点、質問がございます。土地を無償で貸し付けるということがございます。ということになりますと、土地の部分の固定資産税、そして上屋の部分の固定資産税、これについてはどのようになるのか、これをお答えください。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 固定資産税についてのお尋ねですけれども、土地については市の所有ですから、これは税金はかからないということになりまして、建物については、これは民営で民間の所有物になりますので、建物について建物の固定資産税がかかるということになります。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） 大体、概算でいいんですけれども、上屋のほうですね、今現在ほぼ大きさ決まっておりますから、どれくらいの上屋のほうの固定資産税が入るか。あくまでも概算で結構です。市民生活部長としてお答えになれるところをお答えいただきたい。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 建物の固定資産税を評価する際には、現地へ行って建物の評価をして、建物の価格が決まりまして、それに対して1.4%の税率を掛けます。今回、この建物がどれくらいの評価になるかわからないんですけれども、一般論として申します。一般的には、建物に建設費が10億とします、仮に。仮に10億で建設したとしますと、一般論で言われているのは約6割が評価額になると。となると、6億の評価額が出ると。6億に対して1.4%ですから、840万の固定資産税、初年度かかって、そこからは毎年少しずつ下がっていくということになります。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第91号

○議長(吉野伸康君) 日程第18、議案第91号 令和元年度江田島市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

直ちに提出者から議案の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第91号 令和元年度江田島市一般会計補正予算(第4号)でございます。

令和元年度江田島市一般会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,809万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億164万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

繰越明許費。

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。
地方債の補正。

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、議案第91号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の22ページ、23ページをお願いいたします。

初めに、歳入からでございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は保健基盤安定負担金の増額補正、児童福祉費負担金で、保育料等の無償化に伴います子育てのための施設等利用給付費交付金及び児童扶養手当の制度改正に伴います児童扶養手当給付費負担金の増額補正でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、地方創生事業の採択に伴います地方創生推進交付金の増額補正でございます。

2目民生費国庫補助金は、障害者福祉補助金で、障害者地域生活支援事業におきまして、手話通訳者の派遣業務の増に伴います地域生活支援事業費補助金及び児童福祉費補助金で、未婚の母子家庭に対します児童扶養手当の臨時給付に伴います母子家庭等対策支援事業費補助金の増額補正でございます。

3目衛生費国庫補助金は、保健衛生費補助金で、実績見込みによります小型合併浄化槽設置交付金の増額補正でございます。

このページ下段から24ページ、25ページをお願いいたします。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、保健基盤安定負担金の増額補正及び児童福祉費負担金で保育料等の無償化に伴います子育てのための施設等利用給付費交付金の増額補正でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金は、障害者福祉補助金で、障害者地域生活支援事業において手話通訳者の派遣業務の増に伴います地域生活支援事業費補助金の増額補正でございます。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目介護保険（保険事業勘定）特別会計繰入金は、平成30年度低所得者保険料軽減負担金の精査に伴います介護保険（保険事業勘定）特別会計からの繰入金の増額補正でございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、財源調整基金からの繰入金の増額補正でございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。

20款1項1目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。

21款諸収入、5項4目雑入は、社会保険料の増額補正でございます。

5目過年度収入は、平成30年度後期高齢者医療療養給付費負担金の還付に伴います増額補正でございます。

22款1項市債、2目民生債は、認定こども園のうみ新築事業の工期延長に伴います

工事費等の減額に伴います一般単独事業債（合併特例・保育施設整備事業）の減額補正でございます。

9目臨時財政対策債は、今年度の借入額の確定に伴います減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

今回の歳出補正予算の主なものは、認定こども園のうみの工期延長に伴います翌年度以降分の工事請負費等の減額、公用車へのドライブレコーダー設置費用の増額、前年度精算に伴います国・県支出金の返還金の増額などの補正を計上しております。

また、職員給与費につきましては、人事院勧告等に伴います職員給与費の補正を各款、項、目におきまして計上をしております。その内訳及び合計につきましては、56ページ、57ページの給与費明細書にお示しをしております。

それでは、職員給与費関係を除く主な補正につきまして御説明をいたします。

28ページ、29ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費は、議員人件費の増額補正でございます。

このページ下段から30ページ、31ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費は、財政管理事業費で、消耗品費の増額補正でございます。

5目財産管理費は、財産管理事業費で、大黒神島の石山採石の契約工事に伴います返還金の増額補正でございます。また、庁用車管理事業費で公用車へのドライブレコーダー設置に伴います備品購入費の増額補正を計上しております。

6目企画費は、地方創生推進交付金の採択に伴います財源更正でございます。

2ページを飛ばしまして34ページ、35ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計の補正に伴います繰出金の増額補正でございます。

2目障害者福祉費は、障害者地域生活支援事業費で、手話通訳者の派遣回数が増に伴います委託料の増額補正でございます。

3目老人福祉費は、高齢者在宅福祉事業費で、市シルバー人材センターと共同実施のアンケート調査にかかります通信運搬費、介護保険事業費で、前年度低所得者保険料軽減負担金等の精算に伴います返還金、老人集会所等管理運営事業費で、矢ノ浦老人集会所のスロープ設置に伴います工事請負費等及び介護保険（保険事業勘定特別会計）の補正に伴います繰出金の増額補正を計上しております。

8目福祉医療費は、前年度精算に伴います県補助金の返還金の増額補正でございます。

36ページ、37ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、保育無料化に伴います子育てのための施設等利用料に対します扶助費の増額補正でございます。

2目児童措置費は、児童扶養手当の制度改正に伴いまして、支払い方法が変更になったことに伴います扶助費の増額補正でございます。

このページ中段から38ページ、39ページをお願いいたします。

3目保育施設費は、保育施設管理運営事業費で、認定こども園のうみ新築工事の工期延長に伴いまして工事費等の一部を翌年度へ組みかえることによります工事請負費等の

減額補正を、その他消防設備の修繕料、備品購入費及び前年度負担金の精算に伴います国・県負担金の返還金等の増額補正を計上しております。

4目児童福祉施設費は、児童館管理運営事業費で、光熱水費、子育て支援センター運営事業費で、通信運搬費の増額補正を、母子父子家庭等対策総合支援事業費で前年度補助金の精算に伴います国庫補助金の返還金の増額補正を、児童虐待防止対策事業費で、母子父子自立支援員兼家庭相談員の報酬、社会保険料及び前年度補助金の精算に伴います国・県補助金の返還金の増額補正を計上しております。

40ページ、41ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健費は、前年度交付金の精算に伴います国・県交付金の返還金の増額補正でございます。

6目環境衛生費は、環境衛生一般事業費で、今年度の設置見込みによります合併浄化槽設置補助金及び事業用太陽光発電設備補助金の増額補正でございます。

42ページ、43ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、4目農村整備費は、畑総維持管理事業費で、光熱水費の増額補正でございます。

2項林業費、2目治山事業費は、森林管理事業費で、今年度創設をされました森林環境譲与税交付金に伴います森林管理に向けた調査委託料の増額補正でございます。

44ページ、45ページをお願いいたします。

3目林業事業費は、財源更正でございます。

3項水産業費、2目水産業振興費は、水産業施設維持管理事業費で、小用給油所栈橋補修工事の追加など、工事請負費等の増額補正で計上しております。

46ページ、47ページをお願いいたします。

7款1項商工費、2目商工業振興費は、商工業振興事業費で、実績見込みによります中小企業小規模事業者利子補給事業補助金の増額補正でございます。

3目観光費は、観光振興事業費で、観光パンフレットの増刷に伴います印刷製本費の増額補正を、観光施設維持管理事業費で、補助金適正化法の整理に伴いまして本年度執行が難しくなったことから、翌年度予算へ組みかえます切串シーサイドハウス解体工事の減額補正を計上しております。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、土木一般事業費で、実績見込みによります旅費の増額補正でございます。

48ページ、49ページをお願いいたします。

5項都市計画費、3目公園費は、公園維持管理事業費で、修繕料の増額補正でございます。

このページ下段から50ページ、51ページをお願いいたします。

9款1項消防費、1目常備消防費は、消防総務一般管理事業費で、現行の消防庁舎で照明器具の安定器にありますPCBの取り外しに伴います工事請負費の増額補正を、また庁用車管理運営事業費で、救急車等へのドライブレコーダー設置に伴います備品購入費を計上しております。

2目非常備消防費は、公益財団法人日本消防協会から寄贈を受けます消防団資機車両

の登録に関します費用の増額補正でございます。

52ページ、53ページをお願いいたします。

10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費は、放課後児童健全育成事業費で、前年度交付金の精算に伴います国・県交付金の返還金の増額補正でございます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、4目水産業施設災害復旧費は、台風によります漁船係留施設の復旧に伴います工事請負費の増額補正でございます。

54ページ、55ページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金は、前年度決算剰余金の2分の1を積み立てるものでございます。

2項1目公営企業費は、下水道事業会計の補正に伴います繰出金の増額補正でございます。

予算書5ページにお戻りください。

第2表 継続費補正でございます。

変更といたしまして、認定こども園のうみ新築事業の年度年割額の変更の1件をお願いしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第3表 繰越明許費でございます。

(仮称)鹿川交流プラザ新築工事の工期延長に伴いまして、1件をお願いしております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第4表 債務負担行為補正でございます。

追加といたしまして、指定ごみ袋配送業務委託等の12件をお願いしております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

変更といたしまして、機械設備点検業務委託(中田・鹿川排水機場)等の4件をお願いしております。

9ページでございます。

第5表 地方債補正でございます。

変更といたしまして、一般単独事業債の合併特例事業で保育施設整備事業及び臨時財政対策債の合計2件をお願いしております。

なお、事項別明細書56ページ、57ページに給与費明細書、58ページ、59ページに継続費の進行状況等に関する調書、60ページに債務負担行為の支出予定額等に関する調書、61ページに地方債現在高の見込みに関する調書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

胡子議員。

○13番(胡子雅信君) すみません。何点か質問させてください。

事項別明細書31ページ、庁用車の管理事業費ということで、先般、酒永議員のほう

から提案があったドライブレコーダーの設置ということの予算が入っております。また、同じく消防車両においてもドライブレコーダーの設置の備品ということですが、これが今、何台分のものの費用なのかということと、それが、今、庁用車において何%レコーダーを整備完了するということになるかと思い、そのパーセンテージを教えてください。

それと、あとは41ページになりますけども、環境衛生一般事業費ということで、合併浄化槽の設置補助金、これは実績に基づいてまた増額ということでございますが、何人槽を何件かということですね。そこプラス、トータル的にこの令和元年の補助金の設置件数と何人槽が何件というふうなところがわかれば教えていただきたいというふうに思います。

それと、53ページ、先ほど水産施設災害復旧事業費ということで、漁船係留施設ということで御説明いただいておりますが、具体的な内容を御説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） ドライブレコーダーの台数でございます。今回、こちらの財産管理費のほうに上げておりますのは7台分でございます。ただし、今年度、車両交換するものがございまして、その分が2台ございますので、今年度で整備できるのは9台ということと、今、考えておるところでございます。ちょっとパーセンテージがすぐ出ないので、後ほど回答いたします。

○議長（吉野伸康君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 51ページの水産業施設の災害復旧の内訳ですけれども、鹿川の漁船係留施設、これ大矢のほうにありますもので、渡橋チェーンの切断に伴うもので、約36万3,000円、そしてもう一つは鹿川の漁船係留施設のほうの関係でチェーンが2本切れておりまして、その復旧に伴うもの375万1,000円、そしてもう一個は三高漁船係留施設のチェーンが切れておりまして、チェーン3本の復旧ということです。なお、これは災害復旧にしておりますけれども、大体、災害基準が最大風速が15メートルというふうになっておりまして、この3つは8月15日の台風10号、そして9月23日の台風17号、10月12日の台風19号、これが大体13.4メートルから16.6メートルぐらいの風が吹いておりますので、その際に切れたものと判断して、今回の予算に出しております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 消防本部分のドライブレコーダーでございます。まず、消防本部では、今、6台を計上させてもらっています。その内訳なんですけれども、本署、消防署と出張所合わせて言います。救急車2台、ポンプ自動車2台、救助工作車1台、広報車1台となっております。もう1台救急車があるんですけれども、高規格救急車あるんですけれども、実はこれ来年度予算計上して交付金で購入しますので、その中で1台整備することを考えています。パーセンテージというか、機動車に積載すると、配置するというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 先ほどのドライブレコーダーのパーセンテージのことなんですけれども、現在の市長部局の車両132台でございますので、6.8%になるということでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 41ページの合併浄化槽設置補助金200万の増額です。これが当初予算で言いますと5人槽が20、7人槽が10で、30件分で2,000万ということで当初予算要求させていただいておりました。それに対しまして、5人槽と7人槽の一般家庭分については、ほぼこの見込みどおりでいくんですけれども、その後、今まだ申請はなされておられませんけれども、商店をつくるということでその浄化槽、下水道区域外です。今、見込みがありまして、これが50人槽ということで、230万の増額を希望させていただいております。

○議長（吉野伸康君） ほかに。

山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 3点ほどお聞きします。

まず1点目は、6ページの繰越明許費、鹿川交流プラザ、1億9,300万ですが、これは今年度でどれぐらい施工するのか、お聞きしたいんですが。

それと、37ページの保育施設管理運営事業費、7,000万の減額ですが、これは私が聞き間違えたのかしらんのんですが、繰り越しのために落としたんだというふうにちょっと聞いたような気がするんですが、要は入札残じゃないかと私は感じたんですが、この点と、それから3点目が、53ページの放課後児童健全育成事業償還金250万、これを少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

以上、よろしく。

○議長（吉野伸康君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 37ページの認定こども園のうみに関する工事請負費7,000万の減額分についての説明でございます。

予算書の5ページのところに継続費の補正をさせていただいております。その補正のところを割合を示させていただいておりますけれども、補正後が7億1,300万円のうち、平成30年度で2億1,390万円、これが大体工事費の3割に当たります。令和元年度で当初は残りの7割分の4億9,910万円を計上させていただいておりましたが、これを補正後のところで令和元年度において4億2,780万円と、令和2年度、来年度の当初予算に7,130万円、これ1割分になりますけど、この年割額で3割と7割で2カ年度に組んでいたものを継続費の補正で3割と6割と1割というふうに組み替えをさせていただきますので、これに伴いまして7,000万の減額補正をかけさせていただいております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 6ページの鹿川交流プラザの今年度末の施工料というお尋ねです。鹿川交流プラザにつきましては、材料であります高力ボルトが調達できないということで、それに伴う工期の延伸を3カ月程度というふうに考えておりました、その結果、現在の年度末の出来高での予定ですけれども、約68%にとどまるというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 53ページの放課後児童健全育成事業費の返還金のところでございます。これは、放課後児童支援員さん、国から補助が出ているんですが、予定の人数が38人ということで予定していたんですが、実質が36人でその補助金の返還ということでございます。小さく言ったらその2人が減っただけではなくて、フルタイムで補助金のほうは申請してたんなんですが、時間が短くなった人がいたり、人数が減ったということでの精算による返還金ということでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ちょっと休憩します。

（休憩 14時07分）

（再開 14時08分）

○議長（吉野伸康君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第19 議案第92号

○議長（吉野伸康君） 日程第19、議案第92号 令和元年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第92号 令和元年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和元年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,882万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億4,012万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） それでは、議案第92号 令和元年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

このたびの補正予算は、歳入では保険基盤安定負担金の確定に伴います財源調整及び人事院勧告の実施に伴います職員給与費等の人件費の補正を、歳出では職員給与費の増額及び前年度県支出金（保険事業費分）の確定に伴います返還金が生じたため、増額補正をお願いするものでございます。

歳入から説明をさせていただきます。

事項別明細書の66、67ページをお開きください。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費現年度課税分の減額補正です。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金及び2節職員給与費等繰入金の増額補正です。

5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金の増額補正です。

続いて、歳出でございます。

68、69ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の3節職員手当等の増額補正です。

3款1項1節国民健康保険事業費納付金、19節負担金補助及び交付金の増額補正です。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、23節償還金利子及び割引料の増額補正です。

70、71ページをお開きください。

8款1項1目予備費の増額補正でございます。

なお、72、73ページに給与費明細書をお示ししております。

以上で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,882万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億4,012万円とする令和元年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。14時25分まで休憩いたします。

（休憩 14時14分）

（再開 14時25分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 議案第93号

○議長（吉野伸康君） 日程第20、議案第93号 令和元年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第93号 令和元年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和元年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,499万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億8,903万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（吉野伸康君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） それでは、議案第93号 令和元年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

このたびの補正予算は、歳入では職員給与費の増によります地域支援事業に係る国庫支出金などの増額を、歳出では人事院勧告実施に伴います職員給与費の補正と介護給付費準備基金の積み立て、平成30年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算によります還付金等について補正をお願いするものでございます。

歳入から説明をさせていただきます。

事項別明細書の78、79ページをお開きください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び同款同項3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）のそれぞれ1節現年度分の増額補正です。

4款1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分の増額補正です。

5款県支出金、3項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び同款同項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）のそれぞれ1節現年度分の増額補正です。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び同款同項3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）のそれぞれ1節現年度分の増額補正です。

80、81ページをお開きください。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金、1節職員給与費繰入金一般事業の増額補正です。

8款1項1目1節繰越金の増額補正です。

続いて、歳出でございませう。

82、83ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の2節給料、3節職員手当等の増額補正です。

4款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、25節積立金の増額補正です。

5款地域支援事業費、1項地域支援事業管理費、1目一般管理費の2節給料、3節職員手当等の増額補正です。

84、85ページをお開きください。

7款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金、28節繰出金の増額補正です。

7 款諸支出金、2 項償還金及び還付加算金、3 目償還金、2 3 節償還金利子及び割引料の増額補正です。

なお、86、87 ページに給与費明細書をお示ししております。

以上で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,499万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億8,903万2,000円とする、令和元年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第94号

○議長（吉野伸康君） 日程第21、議案第94号 令和元年度江田島市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第94号 令和元年度江田島市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君） それでは、議案第94号 令和元年度江田島市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

このたびの補正は、全て人事院勧告に伴う職員に支給する手当等を補正するものです。令和元年度江田島市水道事業会計補正予算書1ページをごらんください。

第1条 令和元年度江田島市水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条 令和元年度江田島市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第1款水道事業費用の第1項営業費用を44万7,000円の増額補正し、第1款水道事業費用の補正後合計額を7億9,671万5,000円とするものです。

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第3条本文の下段をごらんください。

第1款資本的支出の第1項建設改良費を3万1,000円増額補正を行い、第1款資本的支出の補正後合計額を2億9,140万6,000円とするものです。

補正の内容につきましては、7ページから8ページの費目別内訳書をごらんください。まず、7ページの収益的支出の内訳についてでございます。

水道事業費用の第1項営業費用として各目の補正予定額は職員に支給する手当等や賞与引当金繰入額及び法定福利費の予算を合わせて44万7,000円増額するものです。続きまして、8ページの資本的支出の内訳をお願いします。

資本的支出の第1項建設改良費、第2目水道改良費として手当等や賞与引当金繰入額及び法定福利費の予算を3万1,000円増額するものです。

1ページに戻っていただきまして、第3条本文をごらんください。

予算第4条 本文の括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額2億757万3,000円を2億760万4,000円に増額し、補填財源である建設改良積立金7,136万7,000円を7,139万8,000円に改め補正するものです。

第4条 当初予算第6条に定めた職員給与費を47万8,000円の増額補正を行い、1億3,042万6,000円に改めるものです。

その他実施計画は3ページに、キャッシュフロー計算書は4ページに、給与費明細書は5ページ、6ページに記載してあるとおりです。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 2 議案第 9 5 号

○議長(吉野伸康君) 日程第 2 2、議案第 9 5 号 令和元年度江田島市下水道事業会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第 9 5 号 令和元年度江田島市下水道事業会計補正予算(第 2 号)でございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 木下企業局長。

○企業局長(木下 隆君) 初めに、このたびは過年度において安易な事務処理等によって未払い、過払いなどの不適正な会計処理をしたことに伴い、議員の皆様や市民の皆様の信頼を裏切ることになりましたことについて、心からおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

この原因として、長年にわたる事務処理のなれ合いから会計処理に関するルールを遵守すべき意識が薄れ、物品などの調達管理に対するチェック機能が十分に働いてなかったことが考えられます。

今後は、再発防止に向けた服務規律を遵守し、職員への注意喚起やコンプライアンスの研修、事務処理に関する情報共有や複数人によるチェック体制機能の強化を図ってまいります。また、職員同士の連携、コミュニケーションなどを十分とれるような職場環境を徹底し、つくり、職員一人一人が二度とこのようなこと、問題を起こすことのないように徹底し、市民の皆様の信用と信頼の回復に努めてまいります。改めて心からおわび申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

それでは、議案第 9 5 号 令和元年度江田島市下水道事業会計補正予算(第 2 号)について、御説明いたします。

このたびの補正は主に人事院勧告に伴う職員に支給する給料や手当等を増額するものとマンホールポンプなどの修繕に伴う工事請負費の増額及びこのたびの不適切な会計処理に伴う過年度の未払い金などを補正するものです。

令和元年度江田島市下水道事業会計補正予算書1ページをごらんください。

第1条 令和元年度江田島市下水道事業会計の補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

第2条 令和元年度江田島市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

まず、収入について。

第1款下水道事業収益の第1項営業収益を39万の増額、第2項営業外収益を706万3,000円の増額、第3項特別利益を129万3,000円の増額補正を行いまして、第1款下水道事業収益の補正後合計額を12億229万5,000円とするものです。

支出については、第1款下水道事業費用の第1項営業費用を716万9,000円の増額、第3項特別損失を228万7,000円の増額補正を行いまして、第1款下水道事業費用の補正後合計額を12億918万6,000円とするものです。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。まず収入について、第1款資本的収入の第2項出資金を5万6,000円増額補正を行いまして、第1款資本的収入の補正後合計額を4億9,274万5,000円とするものです。

支出については、第1款資本的支出の第1項建設改良費を5万6,000円増額補正を行い、第1款資本的支出の補正後合計額を7億5,482万1,000円とするものです。

補正の内容につきましては、13ページの費目別内訳書をごらんください。

資本的収入及び支出の部のまず下表の支出についてでございます。

下水道事業費用の第1項営業費用、第1目管渠費としてマンホールポンプの電気代などの光熱水費及び沖処理区、中田処理区のマンホールポンプの水位計や非常通報装置などの修繕に伴う工事請負費を合わせて340万円の増額、第2目処理場費として、人事院勧告に伴う給料や手当などの増額や浄化センターの動力費を合わせて358万3,000円の増額、第3目普及促進費として手当や法定福利費など合わせて6万5,000円の増額、第4目総係費として、同じく12万1,000円の増額を行っております。また、第3項特別損失、第2目過年度損益修正損として過年度の過払い金など228万7,000円の増額補正をさせていただいております。

次に、上表の収入については、下水道事業費用の増額分により、下水道事業収入の第1項営業収益、第1目一般会計負担金を39万円と、第2項営業外収益、第1目一般会計補助金を706万3,000円の増額を行いまして、第3項特別利益、第1目過年度損益修正益として過年度の過払い金など129万3,000円を増額補正させていただいております。

なお、未払い過払い金の差し引き99万4,000円が実質未払い額となっております。

す。

続きまして、14ページをお願いします。

資本的収入及び支出の部のまず下表の支出についてでございます。

資本的支出の第1項建設改良費、第1目管渠整備費として、職員に支給する手当等や賞与引当金繰入額及び法定福利費の予算を合わせて5万6,000円増額するものです。

次に、上表の収入については、先ほどの支出の増額分により資本的収入の第2項出資金、第1目一般会計出資金を5万6,000円増額するものです。

1ページに戻っていただきまして、第4条 当初予算に定めた職員給与費を32万5,000円の増額補正を行い、8,084万1,000円に改めるものです。

第5条 予算第8条に定めた一般会計補助金を706万3,000円の増額補正を行い、1億6,101万5,000円に改めるものです。

第6条 予算第8条の次に第9条として令和2年度からの業務委託の債務負担行為に関する事項を追加するものです。

2ページをお願いします。

第9条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおり定めるものです。これは、本市が管理する各浄化センター等の維持管理、汚泥運搬、汚泥処分、水質汚泥分析などの業務委託について、年間を通して切れ目なく契約をするため、年度末に翌年度の契約を締結することを目的としたものです。

その他、実施計画は5ページ、6ページに、キャッシュフロー計算書は7ページに、給与費明細書は8ページ、9ページに、債務負担行為に関する調書は10ページから12ページに記載してあるとおりです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 13ページの費目別内訳書、先ほど説明がありましたが、過払い、過年度損益修正益、過払いというのは請求があつて初めて払うんじゃないのかなと、今、思うわけで、なれ合いとかなんとか説明がありましたが、ちょっと私も40年近く行政生活して、こういうことは考えられんがのう思いよんですよね。それで、端的でええですけど、どのような状態だったんか教えていただくと、それと再発防止に努めますということですが、再発防止はどのように職員に言われたのか、この点をちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（吉野伸康君） 木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君） まず、過払いについて大まかなことなんですが、これはまず不適正な会計処理をしたことに伴う未払い金、過払い金などの処理をするために計上させてもらったもので、まず特別利益129万3,000円と書いてあるところがあると思うんですが、これについては重複請求分、過払いしたものが2万1,600円と本来、備品で支払うものを薬品費で支払っていたお金がありました。それを一旦戻して

もらうということで、その戻入金として127万1,129円を合わせて1,000円で丸めまして129万3,000円を計上させていただいております。それから、過払いとあわせて損失のほうなんですけど、これについては228万7,000円の内訳ですが、未払い金が101万6,155円ありました。それと、薬品費で支払っていたお金を返してもらい、実際に備品で買ったんですけど、その代金を支払うお金が127万434円でした。それを合わせて1,000円単位で丸めたものが228万7,000円を計上させていただいております。それを差し引いた99万4,000円が全体の未払い額として業者へ今後支払うこととなっております。

それから、今後どうするかということなんですけど、大きな原因として物品などを調達する際に複数人によるチェック体制ができておりませんでした。一担当職員のみでの判断で物品の注文や納品管理を行ってございました。他の職員がわからない状態となっているところが最大の原因だと思います。また、管理職においても適切な指導や管理、監督が徹底できていなかったということも大きな原因の一つだと考えております。今後は、同じことを繰り返すようになるんですけど、注意喚起、コンプライアンスの研修も初め、監督者についてもマネジメント研修など十分行い、物品などを調達する際には複数人によるチェック機能体制を強化したいと思います。そして、具体的には、まず決裁後、注文時には物品名、注文日、注文者を一覧表にまとめまして、注文したことが一目でわかるように納品には必ず2名以上の者が確認を行い、一覧表を消し込んで、誰が見ても注文、納品、支出状況がわかるように繰り返し複数人がチェックできるような体制をつくっていきたいと考えております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） わかりました。それで、これは私が現職のころですが、出納閉鎖が5月31日ということで5月に入ったらすぐ今年度の20日ぐらいまでに出納室のほうに来んや出されんぞ言うてやかましゅう言われたことがあるんです。思い出さんです。副市長もよう知つとると思うんですけど、それで出納長ですか、あるいは部長からそういうような通達を出して、もう一回出納閉鎖までには請求できとったら出た分は払わなだめだと、よう見てくれという形をぜひ考えて、そうすれば出納閉鎖までには何とか支払いもできるんじゃないかないうように私の経験からそのように言わせていただきます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより直ちに採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

起立多数です。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

○議長(吉野伸康君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、3日目は12月17日火曜日、午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日は御苦労さまでした。

(散会 14時56分)